

地方独立行政法人知多半島総合医療機構 業務実績評価の基本方針

制定：令和7年10月30日

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項各号の規定に基づき、半田市長及び常滑市長（以下「両市長」という。）が実施する地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）については、以下の方針に基づき行うものとする。

1 基本方針

- (1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。
- (2) 評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。
- (3) 年度計画及び中期計画を達成するための業務運営の改善や効率化等の特色ある取組、様々な工夫を行った場合は積極的に評価することとし、単に実績数値にとらわれないものとする。
- (4) 市民に分かりやすい評価を行い、透明性の確保及び市民への説明責任の徹底に努めるものとする。
- (5) 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 評価方法

(1) 法人からの報告書の提出

法人は、各事業年度の終了後3か月以内に、法第28条第2項及び地方独立行政法人知多半島総合医療機構の業務運営等に関する共同規約第8条に基づく業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「業務実績等報告書」という。）を両市長に提出するものとする。

(2) 評価の実施

両市長は、提出された業務実績等報告書をもとに、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、別途定める地方独立行政法人知多半島総合医療機構年度評価実施要領並びに中期目標期間（見込）評価実施要領（以下「評価実施要領」という。）で定める項目について、評価単位とする「項目別評価」と、それを踏まえた「全体評価」により評価を行うものとする。

評価は、毎事業年度の終了後に実施する「年度評価」、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施する「中期目標期間見

込評価」及び中期目標の期間の最後の事業年度の終了後に実施する「中期目標期間評価」とする。

ア 年度評価

当該事業年度における業務の実績について「項目別評価（小項目評価及び大項目評価）」を行う。また、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務の実績全体について総合的に「全体評価」を行う。

イ 中期目標期間見込評価

中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について「項目別評価（大項目評価）」を行う。また、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績全体について総合的に「全体評価」を行う。

ウ 中期目標期間評価

中期目標の期間における業務の実績について「項目別評価（大項目評価）」を行う。また、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標の期間における業務の実績全体について総合的に「全体評価」を行う。

(3) 評価委員会の意見の聴取

両市長は、中期目標期間見込評価を行うときは、法第28条第2項第4号の規定により、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(4) 意見申立て機会の付与

両市長は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、法人に評価結果案を示し、意見申立ての機会を付与する。

3 評価結果等の活用

- (1) 法人は、法第28条第6項に基づく業務運営の改善等の措置を受けた場合、自主的に必要な措置をとらなければならない。
- (2) 法人は、法第29条に基づき、評価の結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。
- (3) 両市長は、法第30条第1項に基づき、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性等に関する検討する際には、中期目標期間見込評価を踏まえるものとする。
- (4) 評価委員会は、次期中期目標の策定及び法第30条第1項に基づく法人の業務の継続又は組織の存続の必要性等に関する検討に関して、両市長へ意見を述べる際には、年度評価及び中期目標期間見込評価を踏まえるものとする。

4 適用時期

この方針は、令和7年度の年度評価から適用する。